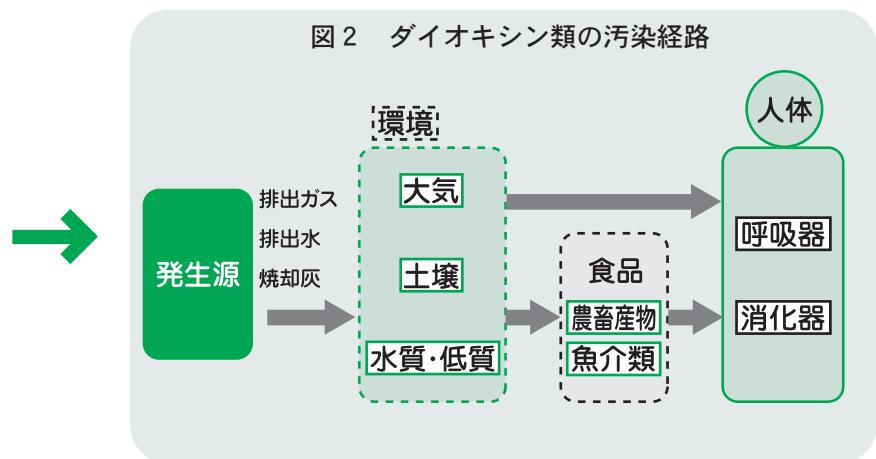
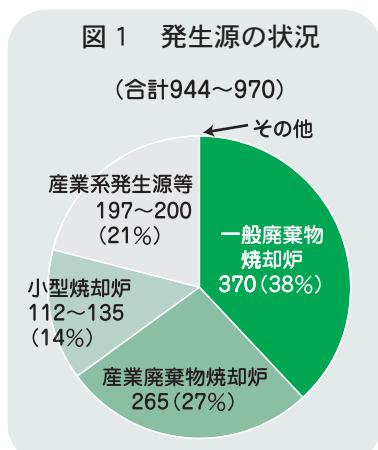


ダイオキシン類について

(1) ダイオキシン類の発生源や人体への摂取経路

ダイオキシン類^{*1}は、様々な有害性^{*2}を持っており、その発生源は廃棄物をはじめとする「もの」の燃焼や塩素を使用する製造工程から、「非意図的」^{*3}に生成することが判っています(図1)。その後、



環境中へと排出されたダイオキシン類は、大気や土壤、河川等の水、魚介類等の生物を経て、主に食物に含まれて人の体内に取り込まれ、健康への影響を生じるといわれています(図2)。

発生源について(→3ページ)、大気について(→9、11~12ページ)、水質について(→9、13~14ページ)、地下水について(→9、15ページ)、土壤について(→10、16ページ)、食品について(→17~18ページ)、飲料水について(→18ページ)

(2) 対策の基本となる基準

平成11年7月に成立公布された「ダイオキシン法」では、人が生涯にわたり取り込んでも健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの平均的な摂取量から体重1kg当たりの量に換算し数値として、TDI(耐容一日摂取量)^{*4}が定められています。(我が国では4pg-TEQ/kg・日→図3、28ページ)

ダイオキシン対策は、このTDIを基本として、人の摂取量がこの数値のレベルを下回るように進める

こととなっており、そのため達成することが望ましい大気や水質等の環境媒体中に含まれるダイオキシン類の量として、それぞれ「環境基準」が定められています。

したがって、国や県等の行政機関が行う様々なダイオキシン対策においては、基本となる「環境基準」を達成することを目的に、発生源対策や環境汚染状況の調査測定等の対策を進めています(図3)。

図3 ダイオキシン対策の基本となる基準

TDI : 4pg-TEQ/kg・日
(耐容一日摂取量)



環境基準

大気 : 0.6pg-TEQ/m³
水質 : 1pg-TEQ/L
底質 : 150pg-TEQ/g
土壤 : 1000pg-TEQ/g



- 環境汚染状況の調査測定
- 発生源対策として排出規制
- 焼却量削減のための廃棄物発生抑制

*1 ダイオキシン法では、コプラナー-PCB (co-PCB) を含めて「ダイオキシン類」と呼ぶこととなっています。(→28ページ)

*2 慢性毒性や発がん性が確認されているほか、動物実験による催奇形性、環境ホルモンとしての作用が指摘されています。(→28ページ)

*3 製造工程等において、生成することを目的としていないにもかかわらず、反応工程等の条件によって副産物として生成してしまうこと。

*4 TDIについては、より低い数値に向けて、現在も検討が行われています。